

[議案第3号]

令和元年度事業計画（案）の承認に関する件

令和元年度の奈良県司法書士会事業計画（案）を次のとおり定めます。

令和元年5月18日

奈良県司法書士会
会長 梅 本 司

事業計画（案）

第1．総務部門関連事業

(1) 規則等の検討・整備

規則や規程等について整備すべく見直し検討を行います。

(2) 会館における会員の利便性への改善

研修事業や相談事業等の拠点として、会員の皆様がより利用しやすい会館づくりを進めます。

(3) 非司法書士対策

総務部・非司法書士対策委員会を中心に非司法書士行為を排除するための対策を行います。

(4) その他

- ① 苦情、懲戒請求及び紛議調停申立について適切に対応します。
- ② 新入会員の登録事務等について適切に対応します。
- ③ 司法書士法改正への対応の検討
- ④ 通達や法改正等の対応を適切に行います。
- ⑤ 日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会と連携した活動を行います。
- ⑥ 奈良県専門士業連絡協議会の活動を行います。
- ⑦ その他の関係機関との連携を行います。

第2. 企画部門関連事業

1. 研修事業

(1) 会員研修事業

昨今の法改正、登記制度改革などの社会情勢の変化に伴い、我々司法書士は、高い見識、倫理観と高度な実務スキルを求められるようになってきていると考えています。

会員の皆さまには、日司連のeラーニングや研修ライブラリ、近司連やリーガルサポートの共催研修も活用いただくとともに、当会においては、日司連の新入会員研修プログラム等を活用したディスカッション形式の研修を増やしていきたいと考えております。また、資格者代理人制度、所有者所在不明土地問題、財産管理業務、民事信託などの新しい制度や業務についての研修も行っております。

(2) 研修単位不足またはゼロ単位の会員への取り組み

研修の義務化への対応も見据えて、多年度にわたって取得研修単位数が不足している又は未取得の会員には、注意を促すなどの対応について、より一層の検討をしていく予定です。

年間12単位の研修単位をより多くの会員が取得できるよう、日司連のeラーニング等の利用を促進し、会員個人での研修受講の普及にも努めてまいります。

2. 広報事業

(1) 市町村広報の活用

各種相談会やイベントの告知について、広く一般市民の多くが目にする市政だより等の市町村広報誌への掲載依頼を今年度も引き続き行います。

(2) ホームページ

ホームページは、一般市民がアクセスした場合に本会に興味を持って貰えるような充実したコンテンツや内容にし、トピックスを活用して本会事業の告知を行います。また、ホームページをご覧になれる利用者の視点から、より利便性の高いコンテンツとなるよう見直しを行ってまいります。

(3) タウンページ

タウンページへ引き続き広告を掲載します。

(4) メディアを利用した広報

今年度も、近畿司法書士会連合会を契約主体とした関西キー局のテレビ・ラジオを使ったCMを継続して行います。また、各種相談会、親子法律教室、一日司法書士等のイベントについて、報道各社に対し積極的にプレスリリースを行ってまいります。

(5) ポスター・チラシ・パンフレットを利用した広報

各種相談会・イベント等の開催に合わせ、その都度告知用ポスター・チラシ・パンフレットを作

成し、関連各所へ配布します。

(6) 内部広報について

会員通信への掲載等をとおして、会員の皆さまに有益な情報をお届けする予定です。

第3. 社会事業部門関連事業

1. 市民支援事業

(1) 法教育推進事業

① 中学校・高等学校の法律講座の実施

中学生・高校生を対象とした法律講座を実施します。特別支援学校を含む10校での実施をめざします。講座を案内する文書の発送に際してはその宛先に効果的な担当者を選定して、適切な時期に行うようにします。

② 教職員の方を対象とした法律講座の実施

法教育・消費者教育に必要な知識を身につけていただき、授業づくりのお手伝いを目的とし、教職員の方を対象とした法律講座を引き続き実施します。

③ 高校生の一日司法書士

前年度に引き続き、高校生の一日司法書士を開催します。

④ 親子法律教室

前年度に引き続き、親子法律教室を奈良県内で開催します。

⑤ 情報収集、調査研究及び他会・他団体との交流

法教育、消費者教育に関する情報を積極的に収集し、調査研究活動に取り組みます。またその一環として、他会・他団体との交流を積極的に行います。

⑥ 教材の開発・情報発信

教材については、引き続き独自の教材開発に積極的に取り組んでいきます。

⑦ 情報発信・ホームページの充実

開発した教材に関する情報はじめ、法教育・消費者教育に関連する情報を会内外に積極的に発信していきます。また、本事業の内部・外部広報として、ホームページを充実させていきます。

(2) 成年後見事業

今年度は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート奈良支部と連携して、成年後見制度利用促進事業等の成年後見制度の普及や同制度を必要とする市民の支援に繋がるような事業を実施します。

(3) ADR推進事業

平成19年に通称ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）が施行されて以来、同法に基づく認証ADR機関が全国の司法書士会で設置され、現在31の認証を受けた「司法書士会調停センター」や「ADRセンター」が設置・運営されています。（近畿では滋賀会、京都会、兵庫

会が設置。) また、それ以外に非認証の機関を設置している司法書士会や関連団体(近司連を含む)も存在します。

当会においては平成23年以降、ADRに関する事業は会として行っていきませんでした。しかしながら県内にADR需要が全くないわけではありません。近畿司法書士会連合会が設置する近司連対話調停センター(非認証)には、年間数件から十数件の事件が持ち込まれますが、そのうち相当数が奈良県民からの申立てでしめられています。また当会には少数ながら、近司連が主催する対話調停員養成トレーニングその他のトレーニングに積極的に参加するなどして、ADRに関する専門知識を有する会員も存在します。

司法書士をとりまく状況が変化しつつある今般の状況を踏まえ、2019年度は社会事業部内にADRに関する担当者を設置し、ADRに関する情報を収集し、調査研究に取り組むこととします。

2. 空家等対策および所有者不明土地問題対応に関する事業

(1) 自治体空家等対策協議会等への委員の推薦・派遣

昨年度に引き続き、県内自治体に設置された空家等対策協議会等への委員の推薦および派遣等を行います。

(2) 自治体空家等相続人調査対応

昨年度に引き続き、空き家問題についての政策的対応と実務处理的対応を区分し、自治体の要望に対応した案件受託およびその処理体制を強化いたします。

(3) 自治体との協定の締結

多様化する協定内容に適正に対応し、協定未締結の自治体との協定締結を積極的に推進いたします。

(4) 自治体職員対象研修会への講師派遣

奈良県または県内自治体が開催する職員対象研修会へ講師を派遣し、相続登記の推奨・促進、司法書士制度の紹介等、啓発・広報活動を引き続き行います。

(5) 空家等相続人に対する相談対応

空家等相続人からの相談に対応し、相続登記の推奨、司法書士の案内、紹介等を行います。

3. 相談事業

(1) 定例相談会の開催及び相談員派遣

従来から開催している定例相談会を引き続き開催もしくは相談員の派遣を行います。

①会主催

相談センター(当番相談)、大和郡山市役所

②自治体等主催相談会への相談員派遣

奈良市役所、天理市役所、桜井市役所、橿原市役所

大和高田市社会福祉協議会、香芝市社会福祉協議会

③日本司法書士会連合会主催

司法書士電話相談センター（法テラス）

④生駒市社会福祉協議会共催

家計相談会

（２）臨時相談会の開催及び相談員派遣

例年開催している下記の相談会等を各種団体の要請等必要に応じて開催もしくは相談員の派遣を行います。

①相続登記相談会

②法務局休日相談会

③行政評価事務所なんでも相談会

④その他

（３）司法過疎地巡回相談会の開催

南部及び東部山間地等の司法過疎地での巡回相談会の開催を検討しています。

（４）相談事業についての検討

次年度も既存の相談会の在り方について検討しつつ、女性のための相談会など社会的ニーズに合致した新たな相談会の開催を検討します。